

一般財団法人土浦市産業文化事業団例規規程

(平成29年5月12日規程第8号)

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人土浦市産業文化事業団（次条において「事業団」という。）における例規の種類、書式及び形式について必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 例規の種類は、規程、規則、通達及び公告とする。

2 規程とは、事業団の業務運営の基本に関する定めをいう。

3 規則とは、理事長の権限に属する業務の定めをいう。

4 通達とは、事業団の業務運営上必要な命令又は通知をいう。

5 公告とは、事業団の業務に関し一般に周知させるものをいう。

(例規の制定改廃)

第3条 規程は、理事会の議決を得て、理事長が定め、及び廃止する。

2 規則は、理事長が定める。

3 通達は、理事長が発する。

4 公告は、理事長が理事長名をもって行う。

(例規の登録)

第4条 例規は、第2条に定める種類ごとに帳簿に登録するものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この規程は、平成29年5月12日から施行する。